

資料 5
R4 第 8 回評価委員会
(R5. 1. 30)

令和 5 年 月 日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市公立大学法人評価委員会
委員長 田村 秀

意 見 書 (案)

公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）に係る第 2 期中期計画（案）（以下「中期計画」という。）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 78 条第 4 項の規定に基づく上田市公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 26 条第 1 項の規定に基づき、法人が作成する中期計画については、概ね妥当と考えるが、次の方向性を持ちながら、法人と上田市は緊密に連携して大学運営に取り組むことを望む。

【要望事項】

- 1 学生の満足度をはじめ、客観的なデータやエビデンスの蓄積を図り、教育と研究の質の向上に努めること

- 2 数値指標の設定など、現状に満足せず、高い目標の実現に向けて、積極的に取り組むこと

- 3 大学運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化に努めること

- 4 今後、設置が予定されている理工系学部については、優れた教員の確保、施設整備や制度改善など開設に向けて精力的に取り組むこと

- 5 研究推進の観点から行う外部研究資金の運用改善に関しては早急に検討し改善措置を講じること